

# 入札説明書

令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事

[全省庁共通電子調達システム対応]

環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所

## はじめに

本令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 中村 邦彦

### 2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事

(2) 工事内容 別添2の仕様書による

(3) 工期 令和6年3月8日

(4) 工事場所 東京都千代田区北の丸公園1-1

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 契約書(案)第4条による。

(7) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事(発注者指定型)」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること(年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。)

イ 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。なお、降雨等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

週休2日を達成できなかった場合、週休2日制工事として積算した労務費等については、請負代金額の変更により減額する。

### 3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和5・6年度一般競争入札参加資格（建設工事等）のうち、「自然環境共生工事」において、開札時まで「B」又は「C」の等級に格付され、関東地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (7) 別紙の業務請負条件を満たしたものであること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

#### 4. 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑1-1  
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所  
電話 03-3213-0095 F A X 03-3201-1017

##### (2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

#### 5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、前記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア. 提出期限 令和6年1月11日（木）12時00分まで

（持参の場合は、平日の9時から17時まで（12時から13時を除く）。

ただし、期限最終日は12時まで。）

イ. 提出場所 4（1）の場所

ウ. 提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、電子調達システムのデータ上限は10MBであるため、これを超える場合には、競争参加資格審査結果通知書のみシステム上に登録し、業務請負条件に関する書類は持参又は郵送によること。

紙入札を希望する者は、入札心得に定める様式2を添付の上、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、前記3に掲げる競争参加資格の写し等、資格があることを証明する資料を添付すること。
- (4) 審査の結果は令和6年1月15日（月）中に電子調達システムで通知する。書面によ

り入札に参加する者へは、メールにて通知する。（審査結果通知書）

(5) その他

- ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ. 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。
- エ. 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- オ. 申請書及び資料に関する問い合わせ先は、4（1）の場所に同じ。

6. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ア. 提出期限 令和6年1月22日（月）12時00分まで
- イ. 提出場所 4（1）の場所
- ウ. 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは説明を求めた者に対し、令和6年1月23日（火）中に書面により回答する。

7. 入札に関する質問

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

- ア. 提出期限 令和6年1月16日（火）12時まで  
（持参の場合は、12時から13時を除く）
- イ. 提出場所 4（1）の場所
- ウ. 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年1月18日（木）中に入札参加表明者全員にFAXにより行う。また、次のとおり閲覧に供する。

- ア. 閲覧期限 令和6年1月23日（火）まで。
- イ. 掲載場所 環境省皇居外苑管理事務所HP

[http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/4\\_sup/index.html](http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/4_sup/index.html)

8. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

- 日時 令和6年1月24日（水）11時00分
- 場所 東京都千代田区皇居外苑1-1  
環境省皇居外苑管理事務所 会議室

(2) 入札書の提出方法

- ア. 電子調達システムによる入札の場合  
令和6年1月24日（水）10時00分までに入札書を送信すること。
- イ. 書面による入札の場合

入札心得に定める様式2による書面を令和6年1月11日(木)12時00分までに持参又は郵送により提出した上で、入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

## 9. 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札については、電子調達システムによる入札、紙入札による入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。

開札時間から60分後には発注者から再入札通知書を発行するので、暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば発注者から連絡する。

(3) 電子調達システムで落札者がいないときの随意契約(以下「不落随契」という。)に移行する場合の意向確認は以下による。

① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。

② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。

③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

## 10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 公共工事履行保証証券による保証を付するものとする。公共工事履行保証証券の保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

## 11. 工事費内訳書の提出

第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を行うこと。

(1) 電子調達システムの場合

入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、添付ファイルの総量は1MB(メガバイト)以下とし、これを超える場合は内訳書の提出を郵便(書留郵便に限る)で行い、内訳書を郵送した旨を記載したファイル(様式任意)を入札書に添付し電子調達システムにより提出すること。なお、この場合の内訳書の受領期限は上記8(1)とする。

(2) 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(3) 工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明

らかにすること。

(4) 工事費内訳書は返却しない。

(5) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

(6) 契約担当官等（これらの補助者を含む。）が、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が下表各項に掲げる場合に該当するものについては、入札心得第6条第10号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に記名が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出されている場合を除く） (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書または指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出または不備がある場合	

## 12. 開札

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入

札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、分任支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

### 1 3. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに環境省入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記 3 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

### 1 4. 落札者の決定方法

(1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、18. に示すとおり予決令第 86 条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の 1) ～5) に掲げる額の合計に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 と、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- 1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

### 1 5. 手続における交渉の有無 無

### 1 6. 契約書作成の要否等 別冊契約書案により、契約書を作成する。

### 1 7. 支払条件 完成払（前金払は、契約金額の 40%以内とし、公共工事の前払金保証証書を提出するものとする。）

### 1 8. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本工事の工期延期は行わない。

19. 火災保険付保の要否 不要

20. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

21. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「環境省入札監視委員会の設置及び運営について（環境会第225-3号）により環境省大臣官房会計課長に対して苦情を申立てることができる。

22. 関連情報を入手するための照会窓口

上記4（1）に同じ。

23. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

24. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者について専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は3（7）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

25. その他

（1）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

（2）電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル）受付時間 平日8時30分～18時30分

（3）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（4）落札者は、5（1）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、主任技術者は、入札公告等において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令（昭和31号政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合がある。



## 別紙

### 令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事請負条件

下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

#### 記

##### (1) 提出書類（別記様式1）

- ・平成30年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。

なお、当該工事实績の評価点合計が65点未満のものは除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成30年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

- 1) 同種工事：国、地方公共団体又は特殊法人と契約した、公園または庭園内での高木の伐採を含む「造園工事」又は「樹木の維持管理工事」で契約金額が500万円以上のもの

- ・次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

- 1) 1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有するものであること。

- 2) 同一の者が上記に掲げる同種工事の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

- ・ナラ枯れ対策やマツ枯れ対策等における燻蒸処理の経験を有する技術者を本工事に配置できること。

## (2) 提出期限等

### ① 提出期限

入札説明書 5 (1) に同じ

### ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書 4 (1) に同じ

### ③ 提出部数

2部 (電子システム利用の場合は1部)

### ④ 提出方法

電子調達システムによる。ただし、紙入札を希望する場合は持参又は郵送 (提出期限必着) による。郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

### ⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで(12時～13時は除く)とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報 (個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等) を除いて開示される場合がある。

## (3) 審査結果の回答

入札説明書 5 (4) に同じ

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局

皇居外苑管理事務所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付で公告のありました、令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、暴力団員が実施的に経営を支配する業者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書3(4)に定める環境省競争参加資格の写し
2. 入札説明書3(7)に定める業務請負条件を満たしたものであることがわかる資料

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL/FAX :

E-mail :

# 入札心得

## (目的)

第1条 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官（環境省所管会計事務取扱規則（平成13年環境省訓令第22号）第4条に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

## (入札保証金等)

第3条 競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- 3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

## (入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- 3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て又は分任支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。
- 4 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

ない。ただし、郵便による入札を行った者は、第8条による再度入札ができないものとする。

5 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させなければならない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

#### （入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前には、入札辞退届（様式4）を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中には、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

③ 電子調達システムには、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### （公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### （入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### （無効の入札）

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

④ 記名を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）

- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開示前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。  
入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、分任支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その

他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。

- ① 保証金額は、請負代金額の100分の30以上であること。
- ② 債権者は分任支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
- ③ 保証人の記名押印があること。
- ④ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- ⑤ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。
- ⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(その他)

第14条 当所より配布した指名通知書以外の書類については、入札日に返却すること。  
なお、電子調達システムによる入札を行った場合においては、別途、速やかに郵送するか持参すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。



様式 1

# 入 札 書

一金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、令和 5 年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事について入札心得等を承諾の上、本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(代理人)

住 所  
氏 名

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(複) 代理人の記名が必要。

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所長 殿

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

# 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 殿

(委任者) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(受任者) 代理人住所  
所属(役職名)  
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

## 記

### (委任事項)

- 1 令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事の入札に関する一切のこと。
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

### 担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

# 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 殿

(委任者) 代理人住所  
所属(役職名)  
氏 名

(受任者) 復代理人住所  
所属(役職名)  
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事の入札に関する一切のこと。

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

様式 4

# 入 札 辞 退 届

件 名 令和5年度皇居外苑北の丸公園ナラ枯れ被害対策工事

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所長 殿